

2022年5月23日

各 位

会 社 名 セーラー広告株式会社 代 表 者 代表取締役社長 村上 義憲 (コード2156 東証スタンダード市場) 問合せ先 執行役員総務局長 西分 太郎 (電話 087-825-1156)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日(2022 年 5 月 23 日) 開催の取締役会において、下記のとおり、定款一部変更の件を 2022 年 6 月 24 日開催予定の第 71 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会 資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨、および、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更に関する株主総会開催日 2022 年 6 月 24 日 (金曜日)定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 24 日 (金曜日)

以上

租行字款	変更案
現行定款	发 欠采
(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類、事業報告、計算書類お よび連結計算書類に記載または表示を すべき事項に係る情報を、法務省令に定 めるところに従いインターネットを利 用する方法で開示することにより、株主 に対して提供したものとみなすことが できる。	(削 除)
(新設)	(電子提供措置等) 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新 設)	(附則) 1. 変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 16 条 (電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。